**第二次名護市環境基本計画策定業務その１に係るプロポーザル実施要項**

**１　目的**

第二次名護市環境基本計画策定業務その１（以下「本業務」という。）は、平成28年度に策定された「名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を「第二次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とし、令和７年度に策定予定の「第二次名護市環境基本計画」の一部とするものである。この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、重要な事項を定めるものである。

**２　委託業務の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 件名 | 第二次名護市環境基本計画策定業務その１ |
| 履行期間 | 契約締結日から令和７年１月31日まで |
| 履行場所 | 名護市全域 |
| 事業内容 | 別添「仕様書」のとおり |
| 業務予算額 | 5,203,000円（税込） |

**３　参加資格**

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者ではないこと。

（２）　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

（３）　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

（５）　名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

（６）　個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。

（７）　沖縄県内に本社を有する者又は沖縄県内に支社・営業所等を有する者とする。

（８）　過去５年間に国又は地方自治体が発注した同種又は類似の業務を受託し、適切に業務を履行した実績を有していること。

**４　プロポーザルに関する手続き**

（１）　スケジュール表

※現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順番 | 手順 | 期限等 |
| １ | 案件公表（公告） | 令和６年６月19日（水） |
| ２ | 参加表明書の提出期限 | 令和６年６月19日（水）～  ７月１日（月）午後５時必着 |
| ３ | 参加資格確認結果通知及びプロポーザル企画提案書類提出要請書の交付 | 令和６年７月３日（水） |
| ４ | 質問書の提出期限 | 令和６年６月19日（水）～  ７月12日（金）午後５時必着 |
| ５ | 質問の回答 | 令和６年７月17日（水） |
| ６ | 企画提案書類の提出期限 | 令和６年７月３日（水）  ～７月22日（月）午後５時必着 |
| ７ | プレゼンテーション及び  ヒヤリングの実施 | 令和６年７月25日（木） |
| ８ | 結果通知 | 令和６年７月29日（月）までに郵送 |
| ９ | 契約予定時期 | 令和６年８月上旬予定 |

（２）　配布様式

① 参加表明書【様式１】

② 会社概要表【様式２】

③ 企画提案提出書【様式３】

④ 業務実績表【様式４】

⑤ 業務執行体制表【様式５】

⑥ 質問書【様式６】

⑦ プロポーザル参加辞退届【様式７】※参加を辞退する者のみ

様式配布場所：名護市ホームページ内より入手可。

（３）　参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を２部作成し、提出するものとする。

1. 提出期限

令和６年７月１日（月）の午後５時まで（必着）

1. 参加表明提出書類

別紙１「参加表明提出書類について」参照

1. 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前９時から午後５時までの間（土・日・祝日を除く。）

（４）　参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

1. 交付日 令和６年７月３日（水）
2. 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）
3. その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く５日以内に文書により回答するものとする。

（５）　プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式６】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

1. 受付期限

令和６年６月19日（水）から令和６年７月12日（金）午後５時まで（必着）

1. 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送信すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③　回答方法

質問を受けた翌日から数えて２日（開庁日）以内にメールにより参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和６年７月17日（水）に名護市ホームページにて公表する。

（６）　企画提案書類の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

1. 提出期限

令和６年７月22日（月）の午後５時まで（必着）

1. 企画提案書類

別紙２「企画提案書類について」参照。

1. 提出部数

・　原本（企画提案書類一式）：１部（片面印刷）

・　副本（企画提案書類一式）：10部（両面印刷）

※　副本は、企画提案書類一式をファイリングして１部とすること。

※　原本及び副本には、ページ番号を記載すること。

④　提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前９時から午後５時までの間（土・日・祝日を除く。）

（７）　プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

①　プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和６年７月25日（木）とする。

②　プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

　プレゼンテーション 20分

質疑応答 　　　　　15分

合計 　　　　　　　35分

③　説明者については、本業務を担当する管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む３名以内とする。

④　説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤　プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥　プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦　プレゼンテーションの途中において、パソコンの動作不良等が生じてもプレゼンテーションの中断、やり直しは行わない。

⑧　他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

**５　評価方法等**

評価方法等については、次のとおりとする。

①　本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

②　本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「第二次名護市環境基本計画策定業務その１に係るプロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

③　評価項目及び配点は、別紙３「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、別紙４「審査得点の合計が同点だった場合」により選考された者を最優秀提案者とする。

④　最低基準点は60点×６名（委員数）とする。

⑤　提案者が１者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

⑥　評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。

⑦　評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

**６　失格要件**

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

①　提出書類に虚偽の記載がある場合

②　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

③　委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合

④　本実施要項「２　委託業務の概要」の業務予算額を超える金額で参考見積額が提案された場合

⑤　指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合

⑥　契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合

⑦　その他本実施要項に違反した場合

**７　契約の締結**

（１）　審査により選定された契約の最優秀提案者と委託内容に関する協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結するものとする。この場合において、最優秀提案者との協議が調わなかったときは、次点の者から順に協議を行う。

（２）　提案者が１者の場合でも審査を行い、得点が最低基準点を超えた場合は、最優秀提案者として協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結するものとする。但し、最低基準点を超えなかった場合もしくは最優秀提案者との協議が調わなかったときは再度公募を行う。

（３）　契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令１号）に定める随意契約の手続により、契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

（４）　契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

**８ その他**

（１）　応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

（２）　本市が受領した提出書類については、返却しない。

（３）　提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。

（４）　プロポーザルの結果（参加業者名及びその総合評価点数）は、原則公開するものとする。

なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

（５）　１事業者あたりの企画提案は、１件までとする。

（６）　参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式７】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

**９ 問合せ先**

名護市　環境水道部　環境対策課　環境政策係（担当：仲間、宜保）

住 　所：〒905-0006　沖縄県名護市字宇茂佐1710番地３

電話番号：0980-52-0003

Ｆ Ａ Ｘ：0980-52-1563

メールアドレス：kankyoutaisaku@city.nago.lg.jp

（要項４（３）②関係）

別紙１　参加表明提出書類について

１　次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

1. 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはＡ４版縦置きを基本とすること。余白は、左25ｍｍ以上とし、その他の余白は任意とする。なお、用紙を横置きとする場合、余白は、上25ｍｍ以上とし、その他の余白は任意とする。文字は、判読可能な大きさで表示すること。

（２）　次の書類一式をクリップ留めとし、特段の定めがある場合を除き正本を２部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

※「〇」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出



（要項４（６）②関係）

別紙２　企画提案提出書類について

１　次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

（１）共通事項

① 企画提案提出書類の用紙の大きさはＡ４版縦置きを基本とすること。余白は、上10ｍｍ、下10ｍｍ、左25ｍｍ、右15ｍｍとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

②企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。

（２）提出部数は、次に掲げるとおりとする。

① 原本（企画提案提出書一式）：１部（片面印刷Ａ４フラットファイル綴じ）

② 副本（企画提案提出書一式）：10部（両面印刷Ａ４フラットファイル綴じ）

（３）次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

また、以下で示した書類を№１～６の順でつづり、１～６の項目ごとにインデックスをつけること。また、１～６の順に通しでページ番号を付すること。

【提出書類一覧表】※「〇」：必ず提出



（要項５③関係）

別紙３ 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。



満点：100

（要項５③関係）

別紙４　審査得点の合計が同点だった場合

１ 最高得点者のうち、審査得点が高い方を１位とし、１位とした者が多い方を最優秀提案者とする。

（例１）



※上記例１の場合、ア社の得点が高い委員が３人、イ社の得点が高い委員が２人となるため、ア社を最優秀提案者とする。

２ １において、どちらも同人数だった場合は、各委員が１位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優秀提案者とする。

（例２）





※ア社を１位とした委員の合計点数が180点、イ社を１位とした委員の合計点数が185点となるため、イ社を最優秀提案者とする。

３ ２においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高いものを最優秀提案者とする。